

18歳から 大人！

考える！新成人

2022年4月から、成年年齢が18歳になります。

契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。



大人なので、
取り消せません。

成人として扱われるため、
契約を取り消すことが
できなくなります。



大人なので、
契約できます。

成人として契約を
一人で結ぶことが
できるようになります。

大人なので、
必ず確認。

契約を結ぶ際には、
事前に契約内容を
確認しましょう。

大人なので、
無理はしない。

本当に支払いができるのか、
自分の収入に
見合った買い物を。

若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

新成人、こんなトラブルにご用心！  裏面をチェック！

こんなトラブルに注意！

ちょっと待って！



！1 定期購入

事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。



- 契約内容をしっかり確認しましょう！(1回？継続？)
- 解約条件をしっかり確認しましょう！(解約方法など)
- 証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう！

アドバイス

！2 美容医療

事例

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。



アドバイス

- 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう！
- 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう！
- ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう！
- その美容医療は「今すぐ」必要？最後にもう一度、確認しましょう！

！3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

事例 1

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

事例 2

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

- 怪しい話は、はっきり断りましょう！
- 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります)！
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない！
- 被害者の立場から、加害者に(友達を失うこと)なってしまうことも！
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう！

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、
消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」

188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
ミヤちゃん

「18歳から大人」の方に、
今知ってほしい
情報はこちちら！

「#18歳から大人」でも
情報発信しています！

契約の基本的な考え方を
含む法教育の
詳しい内容はこちちら！

私たちの生活に関わる
お金や金融の仕組みに
ついても知っておこう！



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

文部科学省

金融庁
Financial Services Agency

【質問票】

年月日
岡山市事業者指導課 障害事業者係宛
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別			
所在地	岡山市 区		
Tel		Fax	
担当者名		職名	

【質問】

【回答】

各様の直通電話番号はこちら

お知らせ

新型コロナウイルスについて

介護保険事業所 トップページ

障害者・障害児の事業所 トップページ

新着情報

様式集

指定更新、実地指導等について

集団指導

各種お知らせについて

障害者・障害児の事業所 トップページ

下層をご覧ください。下層がない場合は、現在コンテンツはありません。

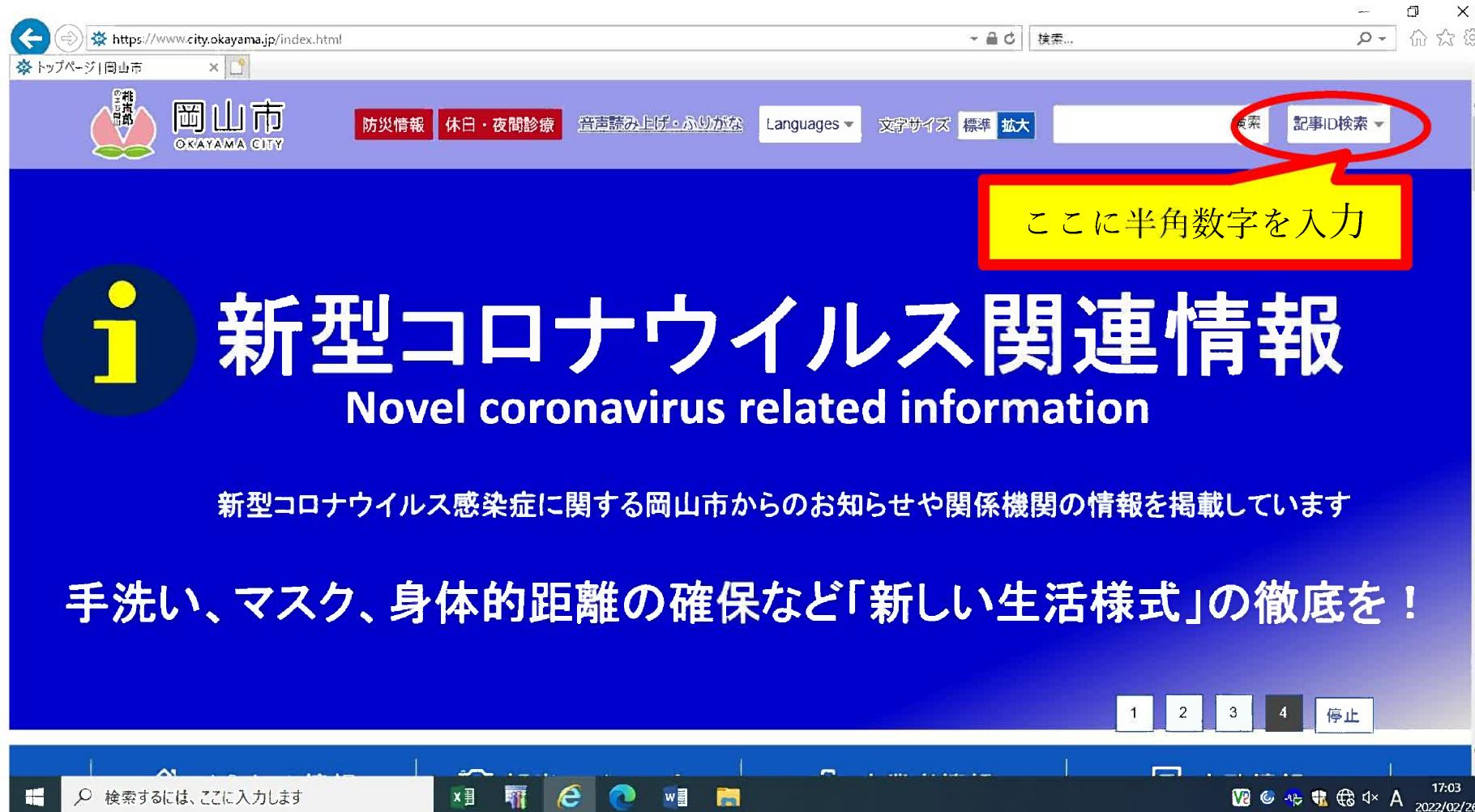
事業者指導課のページにジャンプすると、この画面が出ます。
再度バーにある該当のリンクをクリックしてください。

利用者事故等報告書の様式は「各種お知らせについて」にあります。

検索するには、ここに入力します

16:52
2022/03/05

岡山市ホームページについて
ホームページ中にある記事ID検索の活用を
「7709」と入力して検索すると利用者事故等報告書のページが開きます。



▲(参考)記事ID検索入力場所【岡山市トップページの場合】

事務連絡

岡山市内障害福祉サービス等運営事業者様

岡山市保健福祉局高齢福祉部
事業者指導課長

事業者指導課来課時の注意事項について

平素から、本市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。
さて、障害福祉サービス等の各種申請・相談及びその他の用務で事業者指導課にお越しいただく際は、下記の注意事項をご確認の上、ご来課くださいますよう、よろしくお願いします。

記

- ① 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。
※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねることがあります。
- ② 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。
いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。
- ③ K S B会館には、当課への来客用駐車場はありません。
車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより1時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。
※当課にご用の方が、K S B会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18

K S B会館 4階

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

障害事業者係

Tel : 086-212-1015